<保険開始日が2024年4月1日以降の契約用>

&e 総合自動車保険 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報のご説明）

総合自動車保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」など）についてご説明しています。
ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いします。

- 契約者と主に運転される方・お車の所有者（車両保険を付帯する場合）が異なる場合には、重要事項説明書に記載の事項を、主に運転される方・お車の所有者に必ずご説明ください。
- 契約の内容は、普通保険約款・特約によって定まります。重要事項説明書は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「総合自動車保険のしおり・約款」やWebサイトをご確認ください。ご不明な点は、当社までお問い合わせください。

契約概要	保険商品の内容をご理解いただくための事項です。
注意喚起情報	ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項です。
しおり・約款	このマークがある項目の詳細は「総合自動車保険のしおり・約款」に記載しています。

重要事項説明書で使用する主な用語の定義は以下の通りです。 しおり・約款【約款】普通保険約款 用語の定義

約款	普通保険約款・特約条項をいいます。
補償の対象となる方	約款上の「被保険者」をいいます。
主に運転される方	約款上の「記名被保険者」をいいます。
ご契約のお車	約款上の「被保険自動車」をいいます。

Ⅰ 契約締結前におけるご確認事項

1.商品の仕組み 契約概要

基本となる補償・サービスおよび主な特約は以下の通りです。
なお、契約条件や前契約の事故件数・事故内容などにより、補償内容を制限させていただく場合があります。

	基本となる補償・サービス（自動付帯）	基本となる補償・サービス（任意付帯）	主な特約（任意付帯）
相手方への補償	対人賠償、対物賠償（※）		対物超過特約
お車によるケガの補償	人身傷害		入院時諸費用特約
お車の補償		車両保険	新車買替特約、車内身の回り品特約、車両全損時諸費用特約、事故時レンタカー費用特約、事故時帰宅・宿泊特約
その他の補償	他車運転特約、被害者救済特約、無過失特約		弁護士特約、ファミリーバイク特約、個人賠償特約
サービス	ロードサービス、セコム事故現場急行サービス、衝撃検知サービス、安全運転支援サービス、セレクトガレージ紹介サービス、メディカルコールサービス		

※一部の契約について付帯できない場合があります。

2.基本となる補償および補償される運転者の範囲など

(1)基本となる補償 契約概要 注意喚起情報 しおり・約款【約款】普通保険約款

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は以下の通りです。また、以下の保険金以外に、事故によって発生する費用のうち保険金としてお支払いするものがあります。詳しくは約款をご参照ください。

基本となる補償	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合	
対人賠償	ご契約のお車の事故により、補償の対象となる方がお車に乗車中の方や歩行者などの他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負う場合(※)に、保険金をお支払いします。	ご契約のお車を運転されていた方またはその父母、配偶者もしくは子が死亡またはケガをされたことにより、補償の対象となる方が被った損害など	地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害など
対物賠償	ご契約のお車の事故により、補償の対象となる方がお車や塀などの他人の財物に損害を与えたり、ご契約のお車が線路に立ち入り電車などを運行不能にしたりすることで、法律上の損害賠償責任を負う場合(※)に、保険金をお支払いします。	ご契約のお車を運転されていた方またはその父母、配偶者もしくは子の所有、使用または管理する財物を壊したことにより、補償の対象となる方が被った損害など	
人身傷害	自動車事故により、補償の対象となる方が死傷された場合に、過失の有無に関係なく、治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益などの実際の損害額に対して保険金をお支払いします。	無免許運転、酒気帯び運転などによって運転者本人に生じた損害など	
車両保険	衝突、接触などの事故によりご契約のお車に生じた損害に対して保険金をお支払いします。	無免許運転、酒気帯び運転などによって生じた損害、ご契約のお車に存在する欠陥、自然消耗、故障損害、タイヤ単独損害など	

※ご契約のお車の欠陥やハッキングなどを原因とする事故が生じた場合で、法律上の損害賠償責任を負わないときは、被害者救済特約により被害者の方を救済するための費用を補償できる場合があります。

(2)主な特約 契約概要 しおり・約款【約款】特約条項

特約には、補償を追加する特約と補償を限定する特約があります。補償を限定する特約を付帯することにより、保険料を安くすることができますが、補償範囲外の事故については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

a. 人身傷害のタイプ

タイプ / 主な事故例	車内・車外ともに補償(※1)	車内のみ補償
補償の対象となる方がご契約のお車に乗車中の事故でケガをした	○	○
補償の対象となる方が他のお車(※2)に乗車中の事故でケガをした	○	×(※3)
補償の対象となる方が歩行中などにお車との接触事故でケガをした	○	×

b. 車両保険のタイプ

タイプ / 主な事故例	一般タイプ	限定タイプ(※4)
お車との衝突、盗難、台風・洪水・高潮、火災・爆発、落書・いたずら・窓ガラス破損、飛来中・落下中の他物との衝突、動物との衝突、当て逃げ	○	○
電柱・ガードレール・自転車・歩行者との衝突、転覆・墜落	○	×
地震・噴火・これらによる津波	×	×

○：補償されます　×：補償されません

※1「人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約」を付帯し、補償範囲を拡充した人身傷害をいいます。
※2 主に運転される方およびそのご家族が所有または常時使用されているお車などは除きます。
※3 他車運転特約などにより補償の対象となる場合があります。
※4 「エコノミー車両保険特約」を付帯し、補償範囲を限定した車両保険をいいます。

(3)免責金額 注意喚起情報

車両保険には、免責金額(自己負担額)があり、所定の選択肢からお選びいただきます。
実際に契約する免責金額については、Webサイトの契約申込画面または申込書でご確認ください。

(4)保険金額の設定 契約概要

保険金額は、補償の種類ごとに、お客さまにお選びいただくものと、あらかじめ決まっているものがあります。
実際に契約する保険金額については、Webサイトの契約申込画面または申込書でご確認ください。

(5)補償される運転者の範囲 契約概要 注意喚起情報

運転者限定特約の付帯、運転者年齢条件の設定により、保険料を安くすることができますが、補償される運転者の範囲が限定されます。範囲外の方が運転中の事故については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

■運転者限定特約：運転者限定特約(運転者家族限定特約、運転者夫婦限定特約、運転者本人限定特約)を付帯した場合は、限定した方がお車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

■運転者年齢条件：運転者年齢条件(「21歳以上補償」「26歳以上補償」「30歳以上補償」)を設定した場合は、以下の方については、運転者年齢条件を満たす方がお車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。
①主に運転される方　② ①の配偶者　③ ①または②と同居している親族

(6)保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

■保 険 期 間：1年間
■補償の開始：保険開始日の午後4時(Webサイトの契約申込画面などにこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻)
■補償の終了：満期日の午後4時

(7)補償の重複に関するご注意 注意喚起情報

人身傷害（車内・車外ともに補償）、弁護士特約、ファミリーバイク特約および個人賠償特約について、補償内容が同様の保険契約（当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約でも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断いただいたうえで契約ください。
（注）他車運転特約についても補償が重複することがありますが、除外して契約いただくことはできません。

例 人身傷害

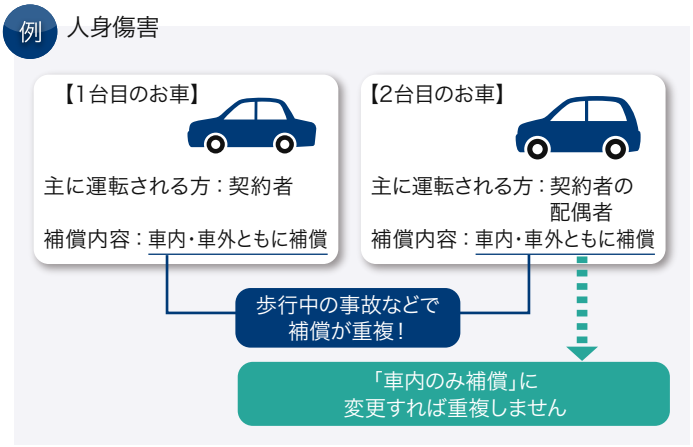

例 ファミリーバイク特約

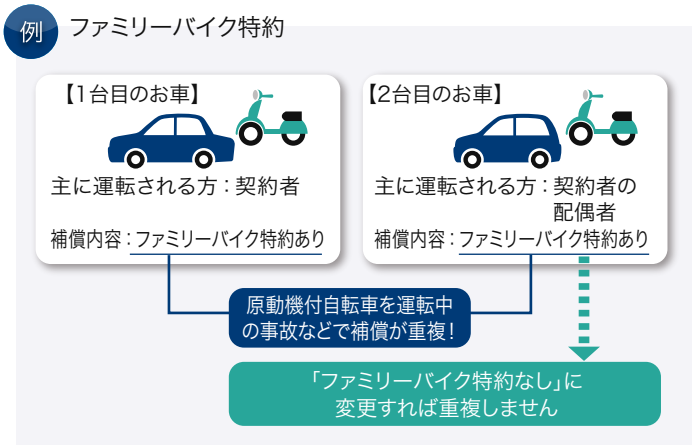

（注）上記の通り補償が重複しないように変更した場合、廃車などにより1台目のお車の保険契約を解約したときや、同居から別居への変更により補償の対象となる方が変更になったときなどは、補償がなくなることがあります。

(8)サービス

事故や故障などによりお車が動かなくなったときにレッカーによるけん引や現場で対応可能な応急作業などを行うロードサービスのほか、セコム事故現場急行サービス、衝撃検知サービス、安全運転支援サービスなどがあります。
なお、サービスの内容は変更・中止・終了となる場合があります。また、ご利用にあたり一定の条件がありますので、Webサイトに掲載しているサービス利用規約などをご確認ください。

3.保険料の決定の仕組みと払込方法など

(1)保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、過去の事故実績、お車の種類・使い方など、主に以下のような要素から決定されます。
実際に契約する保険料については、Webサイトの契約申込画面または申込書でご確認ください。

事故の有無による割増引	・等級　・事故有係数適用期間
ご契約のお車	・種類（用途・車種）　・型式　・初度登録年月　・使用目的　・主な使用地（都道府県）　・前年走行距離区分
主に運転される方	・運転免許証の色　・年齢
割引	・新車割引　・ASV（自動ブレーキ）割引　・セカンドカー割引　・紹介割引　・インターネット割引

(2)保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

クレジットカード払をご利用になる場合は、一括払または12回払（※1）をお選びいただけます。
Apple Pay払またはコンビニ払をご利用になる場合は、一括払のみをお選びいただけます。
保険期間が始まった後でも、当社が一括払の保険料または12回払の第1回保険料を領収する前に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしませんのでご注意ください（※2）。
※1　一括払の保険料と比べて割増となります。
※2　継続契約時の保険料の払込みに関する特約が付帯される場合を除きます。
（注）申込書により申し込む場合は、一括払（コンビニ払）のみをお選びいただけます。

(3)保険料の払込猶予期間などの取り扱い 注意喚起情報

保険料は払込期日までにお支払いください。払込期日までに保険料のお支払いがない場合、万一事故が発生しても保険金をお支払いできないことや、契約を解除させていただくことがあります。
（注）特約などにより払込猶予が規定されている場合は、その規定によります。

4.満期返れい金・契約者配当金 契約概要

満期返れい金・契約者配当金はありません。

5.契約のお引き受けについて

ご契約のお車を同一とする他の現存保険契約がある場合や解除歴がある場合は、お引き受けできません。その他、契約条件や前契約の事故件数・事故内容などにより、お引き受けできない場合や補償内容を制限させていただく場合があります。

II 契約締結時におけるご注意事項

1.告知義務

注意喚起情報　しおり・約款【しおり】契約について

契約者、主に運転される方およびお車の所有者には、危険に関する重要な事項のうち、当社が告知を求めたもの（告知事項）について、事実を告知する義務（告知義務）があります。
告知事項にはWebサイトの契約申込画面などに「告知事項」と表示していますので、ご契約時に正確に申告してください。告知した内容が事実と異なる場合には、契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

2.クーリングオフ

注意喚起情報

ご契約の申込日を含めて8日以内であれば、契約申し込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。
Webサイトのマイページからお申し出いただくか、お客さまサポートセンターまでお申し出ください。なお、郵送をご利用の場合、以下の内容を記載のうえ、消印が8日以内となるよう当社に送付してください。

宛先	記載事項
〒163-1413 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京海上ダイレクト損害保険株式会社 クーリングオフ係	下記の保険契約をクーリングオフします。 ・契約者住所： ・契約者氏名：（郵便によるお申し出の場合は署名または記名・捺印をお願いします。） ・契約者電話番号： ・保険種類：総合自動車保険 ・証券番号： ・契約申込日：（保険契約の申込日。クーリングオフの申出日ではありません。）

【ご注意事項】

○クーリングオフされた場合には、既に払い込みいただいた保険料はお返しします。また、当社はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。ただし、契約を解除される場合は、保険開始日から解除日までの期間に相当する保険料を日割でお支払いいただくことがあります。
○既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。
○営業または事業のためだけに使用されるお車の契約はクーリングオフできませんのでご注意ください。

III 契約締結後におけるご注意事項

1.通知義務など

注意喚起情報　しおり・約款【しおり】契約について

○契約者や補償の対象となる方には、告知事項のうち、当社が通知を求めたもの（通知事項）の内容に変更が生じたときに当社に遅滞なく通知する義務（通知義務）があります。
通知事項にはWebサイトの契約申込画面などに「通知事項」と表示していますので、内容の変更が生じた場合には、遅滞なくWebサイトのマイページからお手続きいただくか、お客さまサポートセンターまでご連絡ください。お手続きがない場合、契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
○通知事項に変更が生じ、当社にご連絡をいただいた場合でも、その事実の発生によって危険増加が生じ、当社のお取り扱いの範囲外となる場合には契約を解除することがあります。
（例）ご契約のお車を改造して、用途・車種が自家用軽四輪乗用車から自家用小型乗用車となった場合など
○契約者の住所の変更、ご契約のお車の変更など、契約内容を変更する場合は、Webサイトのマイページからお手続きいただくか、お客さまサポートセンターまでご連絡ください。

2.解約に際しての払い戻し保険料

契約概要　注意喚起情報

契約を解約する場合は、Webサイトのマイページからお手続きいただくか、お客さまサポートセンターまでご連絡ください。
ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を払い戻します。なお、お支払いいただくべき保険料があるときは、払い戻し保険料との差額を精算し、追加の保険料を請求することがあります。

3.契約の取消・無効・重大事由による解除

しおり・約款【約款】普通保険約款 基本条項

○保険開始日時点でご契約のお車の車検が切れている場合、登録を抹消していた場合などには、契約は原則として無効となります。
○契約者や補償の対象となる方が、暴力団関係者やその他の反社会的勢力に該当すると認められた場合、当社は契約を解除することができます。
○その他、約款に基づき、契約が取消・無効・解除となる場合があります。

4.契約の中断制度

注意喚起情報　しおり・約款【しおり】契約について

お車を廃車、譲渡、リース返還により手放すことや、海外赴任や留学などで海外に渡航することなどに伴い、解約時や満期時に契約を一旦中断し、中断後の新たな契約において、中断前に適用されていた等級などを引き継いで再開できる制度です。
なお、契約の満期日（解約された場合は解約日）から5年以内にご連絡がない場合には、この制度を利用できませんのでご注意ください。また、この制度のご利用には、その他一定の条件があります。

5.情報交換制度

ノンフリート等級別料率制度の適切な運用を図るため、前契約や他のお車の自動車保険に関する情報などを保険会社間で確認しています。そのため、保険開始日の2～4週間経過以降に、当社からお客さまに連絡させていただくことがあります。
保険会社間で確認した内容と契約内容に相違があった場合は、保険開始日に遡り契約を訂正し、追加保険料の請求や確認資料の提出のお願いなどをすることがあります。

その他ご留意いただきたいこと

1.保険会社破綻時などの取り扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となるため、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、払い戻し保険料などは80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

2.個人情報の取り扱い 注意喚起情報

本保険契約に関する個人情報は、当社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびグループ各社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行、再保険契約の締結、再保険金の請求などのために利用したり、提携先・委託先などの商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療などの特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、再保険引受会社などに提供することがあります。
詳しくは、お客さま情報の取扱方針（https://www.e-design.net/privacypolicy/）をご覧ください。

3.当社代理店の権限 注意喚起情報

当社代理店は、損害保険契約の締結の媒介を行い、保険契約の締結権、保険料領収権、告知（通知）受領権、契約内容の変更の受付などの権限は有しておりません。保険契約の締結は、直接当社と行っていただきます。

4.事故にあわれた場合

当社にご連絡ください。
<事故のご連絡>受付時間：24時間365日
Webサイトでご連絡：https://www.e-design.net/ande/contractor/emergency/
電話でご連絡：0120-097-050
IP電話など、上記フリーダイヤルをご利用いただけない場合は03-5977-7208までご連絡ください（有料）。

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類をご提出いただく場合があります。

- 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本などの補償の対象となる方を確認するための書類
- 自動車検査証などのお車の詳細を確認するための書類
- 他の保険契約などの保険金支払内容を記載した支払内訳書など、当社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- 当社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

5.お問い合わせ窓口

当社へのお問い合わせは、Webサイトをご利用いただくか、お客さまサポートセンターまでご連絡ください。
<お申し込み手続きや商品などに関するお問い合わせ>https://www.e-design.net/ande/contact/

当社へのご意見・ご不満は、お客さま相談ダイヤルにて承ります。
<お客さま相談ダイヤル>0120-063-040　受付時間：10:00～18:00（土日祝日・年末年始を除く）

指定紛争解決機関 注意喚起情報

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、日本損害保険協会のホームページ（https://www.sonpo.or.jp/）をご覧ください。
<日本損害保険協会 そんぽADRセンター>0570-022808（ナビダイヤル（有料））（IP電話からは03-4332-5241）
受付時間：9:15～17:00（土日祝日・年末年始を除く）

東京海上ダイレクト損害保険株式会社
（旧イーデザイン損害保険株式会社）
東京都新宿区西新宿3-20-2 〒163-1413
https://www.e-design.net/

2025年10月作成
AA80867-110-10-2510